

き し わ だ し じゅうみんとうひょうじょうれい い ち ぶ かいせい あん
「岸和田市住民投票条例」の 一部改正（案）について
し み ん い け ん あ つ め
市民の みなさんから 意見を 集めています。

き し わ だ し じゅうみんとうひょうじょうれい い ち ぶ ぶん かいせい かいせい
岸和田市住民投票条例を つぎのように 一部分を 改正します。 改正
あん い け ん ひ と い け ん だ
案について 意見がある人は 意見を 出してください。

かいせい ないよう 改正の 内容

じゅうみんとうひょう とうひょう ひ と じょうけん あらた
住民投票で 投票できる人の 条件を 改めます。

いま き し わ だ し じゅうみんとうひょうじょうれい とくべつえいじゅうしゃ えいじゅうしゃ がいこくじん
今の 岸和田市の 住民投票条例では 特別永住者・永住者ではない外国人について
「3か月以上 まえ き し わ だ し す ね ん まえ に ほ ん す
3か月以上 前から 岸和田市に 住んでいて 3年よりも 前から 日本に 住んでいる
ひと とうひょう ひ と さだ
人」を 投票が できる 人と 定めています。

じょうけん しゃかい じょうきょう へ ん か がいこくじん に ほ ん じん たが
この 条件について 社会の 状況の 変化や 外国人と 日本人とが お互いを
たいせつ せいかつ かんが かた げつじょう まえ
大切にしたい 一緒に 生活するという 考え方などから 「3か月以上 前から
き し わ だ し す ひ と あらた
岸和田市に 住んでいる人」と 改めます。

いま き し わ だ し じゅうみんとうひょうじょうれい かいせい り ゆ う ペ ー じ め
今の 岸和田市住民投票条例のことや 改正する 理由については 3ページ目と
ペ ー じ め み
4ページ目を 見てください。

ペ ー じ め せつめい
※ 2ページ目に ことばの 説明が あります。

ことばの せつめい 説明

ことば	い み 意味
じょうれい 条例	し さだ き 市で 定めた 決まりごと
じゅうみん 住民	し み ん 市民のこと
き し わ だ し じゅうみんとうひょうじょうれい 岸和田市住民投票条例	じゅうみんとうひょう ほうほう 住民投票の 方法などについて き し わ だ し さだ 岸和田市で 定めた き 決まりごと
じゅうみんとうひょうじょうれい 住民投票条例	
あらた 改める	ふる あたら ただ 古いものや まちがっているものを 新しいものや 正しいものに か 変えること
かいせい 改正	
き し わ だ し じ ち き ほ ん じょうれい 岸和田市自治基本条例	みんなで まちづくりを するために き し わ だ し さだ 岸和田市で 定めた 決まりごと
じ ち き ほ ん じょうれい 自治基本条例	
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	ねん まえ に ほ ん す がいこくじん 1945年よりも 前から 日本に 住んでいる 外国人
えいじゅうしゃ 永住者	えいじゅうび ざ も がいこくじん 永住ビザを 持つ 外国人

1. 現在の住民投票条例について

住民投票とは・・・

市民からの 請求によって 岸和田市にとって 大切な 問題について 投票が できる 人に 賛成か 反対かを 問かけるものです。投票の 結果について 市は 尊重しなければいけません。

ポイント・・・

〈大切な 問題とは どのような ものか〉

◎市と 市民に いろいろな 影響が ある 問題のことです。市民に 直接 賛成か 反対かを 聞く 必要が あるものが 対象です。

〈投票の 結果について〉

◎市長や 市の議会は 投票率の 高さや 投票の 結果などを もとにして 総合的に 考えます。その問題に どのように 対応していくかの 結論を 導き出します。

〈投票が できる人〉

- ◎18歳以上で 岸和田市に 3か月以上 前から 住んでいる 日本人
- ◎18歳以上で 岸和田市に 3か月以上 前から 住んでいる 特別永住者
- ◎18歳以上で 岸和田市に 3か月以上 前から 住んでいる 永住者
- ◎18歳以上で 岸和田市に 3か月以上 前から 住んでいて 日本に 3年よりも 前から 住んでいる 外国人

2. 今の 住民投票条例での 外国人の 投票資格について

岸和田市自治基本条例では「市民」を「岸和田市に 住んでいる 人」・「岸和田市で 働いている 人」・「岸和田市で 学んでいる 人」・「岸和田市内に 会社などを おいて 岸和田市内で 仕事を している 人」と 決めています。また「市民と 仕事を している 人と 市は お互いに わかりあい 信頼しあつて まちづくりを 進めるために 協力するように がんばる」ことを 定めています。みんなが それぞれの 責任や 役割に もとづいて お互いのことを 大切にしながら 協力しあう 必要が あります。

このような 理由から 今の 住民投票条例では 日本人だけではなく 外国人についても 投票が できると 定めています。特別永住者（1945年よりも 前から 日本に 住んでいる 外国人）・永住者（永住ビザを 持つ 外国人）以外の 外国人に「日本に 3年よりも 前から 住んでいる」という 条件が 与えられている 理由は つぎの とおりです。3年より 長く 日本に 住んでいれば 日本の 文化や 習慣などを わかっています。だから 地域の 問題についても 日本人と いっしょに 考えるための 知識が あるだろう という 理由です。

※投票が できる 市民は「岸和田市に 住んでいる 人」だけです。

3. なぜ 投票が できる人の 条件を 改めることに なったのか

自治基本条例推進委員会での 話し合い

自治基本条例推進委員会とは「自分から 委員になった人」と「専門の 知識が ある人」と「公共的な 団体などを 代表する 人」で 構成された 委員会の ことです。自治基本条例や 自治基本条例に 関係が ある 条例について いろいろなことを 調べたり 話し合ったり しています。その 自治基本条例推進委員会で 住民投票条例についても 話し合われました。そして つぎの 内容が 市長に 提案されました。

市長に 提案された 内容

「最近 情報化や 国際化が とても 進んでいます。だから 日本に 住んでいなくても 日本の 文化や 習慣を 簡単に 知ることが できます。また 日本人や 特別永住者・永住者は 岸和田市に 3か月以上 住んでいれば 住民投票で 投票が できると 定めています。だから ほかの 外国人に ついても『岸和田市に 3か月以上 住んで いれば 投票できる』と 条例を 改めるほうが よいです。市で 考えてください。」

市としての 考え方

市長に 提案されたことを もとに 条例を 改めるほうが よいのか どうかを 市で 考えました。今は 国際化が 進んでいます。外国人が 日本で 暮らすために 必要な たくさんの 情報を いろいろなところで 得ることが できます。また 情報化が 進んでいます。日本で 暮らすために 必要な 情報を 得るために 使う スマートフォンや タブレット端末などを たくさんの 人が 持っています。自動翻訳技術が よくなっています。今では 簡単に いろいろな 情報を 得ることが できます。

だから 住民投票を するときに 市が 外国人にも わかりやすく 情報を 示せば 「岸和田市に 3か月以上 住んでいる」という 条件でも 日本人と いっしょに 市の 政治について 考えることが できると 市は 考えました。

このような 理由から 条例を 改めることに しました。